

南種子町宇宙留学制度実施要綱（家族留学）

（目的）

第1条 南種子町宇宙留学制度（家族留学）（以下「宇宙留学制度」という。）は、南種子町内の小・中学校に転学を希望する児童生徒に対し、各実行委員会の協力を得て受入れを実施し、南種子町の豊かな自然の中で様々な体験活動を通して心身共に健康な児童生徒の育成を図ることを目的とする。

（応募基準・決定）

第2条 宇宙留学制度（家族留学）の応募基準は、次のとおりとする。

- (1) 地域の自然や環境を理解し、転学を希望する健康な児童生徒
 - (2) 豊かな体験と思い出づくり等により、第2の故郷を求める児童生徒
 - (3) 宇宙に拓ける種子島の大自然の中で様々な体験活動を希望する児童生徒
 - (4) 家族留学（小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒）は、南種子町内の住宅に家族で転居し1年間の留学を行う。住宅については南種子町宇宙連絡協議会（以下、「連絡協議会」という）が指定する。
- 2 家族留學生の決定は、原則、「宇宙留学申込書」の先着順とする。但し、応募児童生徒の健康状態、受入れ校の状況など総合的に勘案して、南種子町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）の承認を経て、連絡協議会が決定する。

（宇宙留学（家族留学）の期間）

第3条 宇宙留学の期間は、原則として1年とする。

（履行事項）

第4条 決定を受けた家族留學生、保護者は、次の事項を履行しなければならない。

- (1) 転学する校区内に家族留學生、保護者が住民登録すること。
- (2) 宇宙留学（家族留学）に関する契約書の締結は、宇宙留学実行委員会（以下「実行委員会」という。）の立会いの上で行うこと。
- (3) PTA 活動へ積極的に参加すること。
- (4) 公民館（地区及び集落）へ加入し、積極的に参加すること。

（宇宙留学（家族留学）の経費等）

第5条 連絡協議会は、留學生一人につき、町助成金4万円を毎月保護者口座に振り込むものとする。振込みは、月末までとする。

- 2 家族留學生及びその家族が使用する住宅については、連絡協議会が指定する。
- 3 連絡協議会は、家族留學生及びその家族が使用する住宅にガスコンロ、エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機を各1台準備する。住宅を使用する家族は、その使用料を負担する。
- 4 寝具、車等、日常生活に必要なものは、住宅を使用する家族が準備する。
- 5 宇宙留学に係る経費のうち、学校給食費、PTA 会費、学校教材費、医療費、学用品費、衣料費、通信費、遠足経費、旅行費、スポーツ少年団活動費、宇宙留学諸活動に係る一部負担金、家族留学における家賃及びその他児童生徒にかかるものは、実親が負担しなければならない。

（契約の解約）

第6条 次の事項に該当する場合は、実行委員会の立会いの上で、解約することができる。

- (1) 第5条に規定する負担金その他不納及び契約違反が生じたとき
 - (2) 家庭の事情などにより、解約希望が生じたとき
 - (3) 申込書及び契約書等に虚偽があるとき
- （その他）

第7条 この要綱に定めるものの他，必要な事項は，家族留学保護者，実行委員会が協議の上，定めるものとする。

附 則

1 この要綱は，平成30年8月1日から施行し，平成31年度から適用する。